

ごみ出しの支援・減免 集積場所の設置など

■ ごみ出しの支援

ごみ出しが困難なひとり暮らしの高齢者の方などへの支援を行っています。

ふれあい収集(家庭ごみの持ち出し収集)

内容 対象者宅の敷地内や玄関先から、直接ごみを収集します。

※収集時にごみが排出されていない場合等に、インターホン等で声を掛けることがあります。

対象者 次のいずれかに該当し、ご家族や身近な人の協力が困難で、自ら家庭ごみを集積場所まで持ち出すことができないひとり暮らしの方。

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方
- ②愛の手帳の交付を受けている方
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ④介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方
- ⑤ごみを持ち出すことができない65歳以上の方

なお、同居者がいる場合でも、同居者が上記条件のいずれかに該当する場合は、対象となります。

粗大ごみの持ち出し収集

内容 対象者宅の敷地内または屋内まで入って、粗大ごみを収集します。



粗大ごみを持ち出すために、次の作業が必要な場合は、持ち出し収集の対象外となります。

- 分解が必要な粗大ごみ
- 他の家具の移動が必要な粗大ごみ
- ロープ等で吊り上げ下げが必要な粗大ごみ

対象者 次のいずれかに該当し、ご家族や身近な人の協力が困難で、自ら粗大ごみを指定場所まで持ち出すことができないひとり暮らしの方。

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方
 - ②愛の手帳の交付を受けている方
 - ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - ④介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方
 - ⑤ごみを持ち出すことができない65歳以上の方
 - ⑥妊婦やけがをしている方などで、事務所長が認めた方
- なお、同居者がいる場合でも、同居者が高齢者や年少者など上記条件のいずれかに該当する場合は、対象となります。

－ 収集までの流れ －

① 資源循環局事務所へ問合せ

電話やメール等でお住まいの区の資源循環局事務所にご相談ください。

② 申込書を提出

資源循環局事務所に申込書を提出していただきます。申込書は市のホームページでダウンロードできます。

③ 面談の実施

排出場所等の確認のため、資源循環局の職員がご自宅を訪問し面談を行います。なお、日頃の生活状況等をお伺いするため、ご親族やケアマネージャーなどの関係者に立ち会いをお願いすることがあります。

④ 実施可否の決定・通知

申込書や面談の結果を踏まえて実施の可否を決定し、申込者の方へ通知します。

⑤ 収集開始

－ 収集までの流れ －

① 電話等で申込み

お住まいの区の資源循環局事務所に電話等で申込みします。

【お申込み時の主な確認事項】

- 対象者要件に該当しているか
- 排出物の種類や大きさ
- 運び出しの動線が確保できるか

② (事前調査) ※必要な場合のみ

対象者要件の確認や大型家具などで事前の下見が必要と判断した場合は、資源循環局の職員がご自宅を訪問し、事前調査をします。

③ 収集実施

事前に調整した日に資源循環局の職員が収集に伺います。その際、原則対象者又は申込者に立ち会っていただきます。※受付から収集までお時間を頂く場合があり、収集日はご希望に添いかねることもあります。

■粗大ごみ処理手数料の減免

対象世帯

- 生活保護世帯
- 特定中国残留邦人世帯
- 身体障害1級または2級の認定を受けている方が属する世帯
- 精神障害1級の認定を受けている方が属する世帯
- 知的障害A1またはA2の認定を受けている方が属する世帯
- 重複障害(身体障害3級かつ知的障害B1)の認定を受けている方が属する世帯
- 福祉医療証の交付を受けているひとり親世帯
- 介護保険要介護4または5の認定を受けている高齢者(65歳以上)が属する世帯
- 粗大ごみを自己搬入することが困難な70歳以上のひとり暮らしの高齢者で福祉保健センター長が認めた方

申込み方法

- 粗大ごみの申込みの際に減免対象世帯であることを申し出てください。
- お申し込みの際、手帳番号等を確認させていただきます。

減免の範囲

1世帯あたり年間(4月1日～翌年3月31日)4個まで

減免の割合

全額免除

■集積場所の設置や維持管理など

- 集積場所の設置…利用する皆様の話し合いによって設置できる場所をお探しいただいています。
 - 集積場所の清掃や維持管理方法…利用する皆様で、実情に合わせてお決めいただいています。
- 集積場所の新設や移動をお考えの際には、各区の資源循環局事務所(当冊子の裏表紙)に相談してください。

－ ごみ集積場所の設置や移動の手続きの流れ－

① 候補地を決める

場所や維持管理方法について、利用されている方々や、利用しようとしている方々で話し合い、居住している範囲内で場所を指定してください。

② 申請書を提出する

※変更希望日の1か月前まで
代表者は、「ごみ集積場所(新設・変更等)申請書」を居住区の収集事務所に提出してください。申請書は、市のホームページでダウンロードできます。また、資源循環局事務所でも用意しています。

③ 現地調査

資源循環局職員が、収集可能か現地調査をします。(現地調査時、原則立ち会っていただきます。)

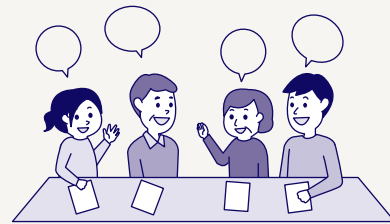
④ 収集困難と判断

①へ戻り、候補地を再度ご検討ください。

④ 収集に問題がない

⑤ 収集開始

※道路が狭く収集車が通行することができないため、集積場所が自宅近くに設けられない地域において、軽四輪車でごみを収集します。詳しくは、お住いの区の資源循環局事務所(裏表紙)へお尋ねください。



集積場所快善隊の取組

地域の方だけでは解決することが難しい集積場所についての課題

- カラスよけネット等の対策を講じていても、小動物によるごみの散乱がひどい
- 地域外から分別されていないごみ等を持ち込まれてしまうなど

こうした課題に対して、各区の資源循環局事務所に「集積場所快善隊」を設置し、職員が地域へ伺うなど、地域の方々と協働してそれぞれの事情に沿ったさまざまな対策を講じています。

お困りのことがありましたら、各区の資源循環局事務所(裏表紙)に相談してください。

■地域で活躍する方々

環境事業推進委員

横浜市では、地域での3R行動の推進や、ごみ集積場所の清潔保持、資源とごみの適正な出し方の啓発等を行うため、自治会町内会から推薦いただいた方を環境事業推進委員に委嘱しています。資源とごみの出し方や、清掃および環境のことでわからないとき、困ったときは、あなたの街の環境事業推進委員に相談してください。

ごみ出しの
ルール
分別の種類

プラスチック
資源

缶・びん・
ペットボトル
小さな金属類

古紙・古布

燃やすごみ

燃えないごみ
スプレー缶
乾電池

粗大ごみ

市では
収集できない
ごみ

小型家電製品
小型充電式電池
(バッテリー)

資源物の
直接持ち込み・
回収など

動物の
死体処理
不法投棄など

ごみ出しの
支援・減免
集積場所の
設置など

災害時の
ごみ

資源物の
リサイクル

脱炭素
プラ5.3計画

問合せが多い
分別品目